

～ AI による無断利用・搾取から全世界の実演家を守るため、“インフォームド・コンセント・透明性・公正な対価”を国際基準として確立するために FIA が世界的な団結と制度整備を進める決議内容です。～

Fédération Internationale des Acteurs（国際俳優連盟 通称 FIA）第 23 回国際総会 - 決議 第 7 号 「人工知能の濫用的利用から実演家を保護するための決議」

2025 年 11 月 12～15 日 英国 バーミンガム

提出団体：EQUITY（英国）、日本俳優連合（日本）、SAG-AFTRA（米国）

共同提出：ACTRA（カナダ）、AEA（米国）、CONARTE（スペイン）、DSF（デンマーク）、
ENZ（ニュージーランド）、KUNSTENBOND（オランダ）、SFA（フランス）

前文

WHEREAS 人工知能の基盤モデルおよびファインチューニングモデルの学習・開発において、権利で保護された実演・個人データ（声や容姿を含む）が、産業規模で不正に収集・利用されてきた事例が確認されていること。

WHEREAS そのような AI モデルにより、実演家本人の認識や同意なしに、デジタル複製（デジタル・レプリカ）を生成することが急速に容易となり、多くの国々において著作権法および個人情報保護法制がこの技術変化に十分追従できず、適切に履行・執行されていない結果、実演家の権利保護が著しく困難となっていること。

WHEREAS AI が取り込むデータ（インプット）および AI が生成する成果物（アウトプット）の双方に関し、透明性、インフォームド・コンセント（十分な情報に基づく同意）、公正な対価（フェア・リムニュレーション）に関する懸念が極めて切迫していること。

WHEREAS 声や容姿の知名度にかかわらず、世界中のすべての実演家は、自己の肖像、声、演技特性または芸術的貢献が無断または搾取的に使用されることから、平等に保護されるべきであること。

WHEREAS AI 技術およびエンターテインメント産業のグローバルな性質を踏まえると、これらの課題には国際的に調整された連携対応が不可欠であること。

WHEREAS すでに複数の FIA 加盟組織が、クリエイティブ産業における AI の役割を認めつつ、同時に実演家の権利を尊重する原則の策定と推進に大きな進展を示していること。

決議事項

よって、2025 年 11 月 12～15 日、英国バーミンガムで開催された国際俳優連盟（FIA）第 23 回世界会議は、以下を決議する。

基本原則：インフォームド・コンセントの不可欠性

実演家の肖像、声、演技特性が、AI によるデータ収集段階（インジェスジョン）から生成段階（コンテンツ生成）に至るあらゆる用途に利用される際には、事前のインフォームド・コンセントが不可欠であり、すべての法域において尊重されるべき基本原則であると再確認する。また、声や容姿の知名度に関わらず、すべての実演家が AI による搾取から同等の保護を受けるべきであることを確認する。

透明性の確保：AI 生成物の明確な表示

ローカライズ用途を含むすべての AI 生成コンテンツは、AI 生成物である旨が明確に表示されなければならない。これは観客との信頼関係を維持し、透明性を担保するための必須要件である。

追加決議

国際的かつ協調的な対応の推進

FIA および加盟各組織は、透明性、公正な対価、インフォームド・コンセントを基礎とする国際的枠組みを構築するため、産業的、法的、立法的手段を用いた国際的に調整された連携対応を行うことを約束する。

集団的労使交渉の中心的役割

FIA および加盟組織は、団体交渉が十分に確立されている国においては、AI ガバナンス、規制、ライセンスの枠組みを構築する際の最も望ましいモデルであることを確認する。

国際条約の役割の重視

FIA は、AI 時代の権利保護の法的基盤として、国際条約の役割が不可欠であり、その上に AI 規制アーキテクチャを構築すべきであるとする立場を堅持する。

ベストプラクティスの収集・共有

FIA は、AI ガバナンスに関する各国のベストプラクティスの収集・整理・共有を継続し、世界の実演家コミュニティ間の学習と連帯を強化することに努める。

2025 年 11 月 15 日
英国・バーミンガム